会 社 名 ニッポンインシュア株式会社 代表者名 代表 取締役社長 坂 本 真 也 (コード番号:5843 東証スタンダード市場) 問合せ先 取締役管理事業部長 竹 村 洋 一 (TEL 092-726-1080)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2023年8月29日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- 1. 公募による募集株式発行の件
- (1) 募集株式の数当社普通株式 650,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2023年9月12日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2023年10月2日(月曜日)
- (4) 増加する資本金及び資 増加する資本金の額は、2023年9月22日に決定される予定本 準 備 金 の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づに関する事項 き算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上 の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を 勘案した上で、2023 年 9 月 22 日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2023年9月25日(月曜日)から 2023年9月28日(木曜日)まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 株式受渡期日 2023年10月3日(火曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

- 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件
- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 770,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 福岡県福岡市早良区

三好 修 470,000 株

福岡県福岡市早良区

三好 京子 240,000 株

福岡県福岡市南区

渡辺 誠

60,000 株

- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、岡三 証券株式会社、FFG証券株式会社、西日本シティTT証券 株式会社、楽天証券株式会社、マネックス証券株式会社、松 井証券株式会社及び株式会社SBI証券が引受人となり、全 株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。
- 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件
- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 213,000株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 13番1号

野村證券株式会社 213,000株(上限)

- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。
- 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件
- (1) 募集株式の数当社普通株式 213,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 2023年10月30日(月曜日)
- (4) 払 込 期 日 2023年10月31日(火曜日)
- (5) 増加する資本金及び資 増加する資本金の額は、2023年9月22日に決定される予定本 準 備 金 の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づ

に 関 す る 事 項 き算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が 募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中 止する。
- (7) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3. に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

5. 親引けの件

上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、当社は、野村證券株式会社に対し、引受株式数のうち、23,000 株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

【ご参考】

- 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要
- (1) 募集株式の数及び売出株式数
 - ① 募集株式の数 普通株式 650,000株
 - ② 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 770,000 株 オーバーアロットメントによる売出し 213,000 株

2023年9月21日 (木曜日) まで

(**※**)

- (2) 需要の申告期間 2023年9月14日(木曜日)から
- (3) 価格決定日2023年9月22日(金曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

- (4) 募集・売出期間 2023年9月25日(月曜日)から 2023年9月28日(木曜日)まで
- (5) 払 込 期 日 2023年10月2日(月曜日)
- (6) 株式受渡期日 2023年10月3日(火曜日)
- (※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の 買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであ ります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株 式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主である三好修及び三好京子(以下、「貸株人」と総称する。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2023 年8月29日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式213,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、2023年10月3日から2023年10月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 2,000,000 株 公 募 に よ る 増 加 株 式 数 650,000 株 第三者割当増資による増加株式数 213,000 株 (最大) 増 加 後 の 発 行 済 株 式 総 数 2,863,000 株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 480,012 千円 (*) は、第三者割当 増資による募集株式発行における手取概算額上限 159,590 千円 (*) と合わせた合計手取 概算額上限 639,602 千円について、設備資金及び運転資金に充当する予定であります。 具体的には、以下のとおりであります。

① 設備資金

家賃債務保証等の管理を行っている保証システム(業務系基幹システム)の開発及び 改修費用として 45,000 千円 (2024 年 9 月期に 20,000 千円、2025 年 9 月期に 25,000 千 円)を充当する予定であります。

また、取扱店向け顧客契約情報管理システム (Cloud Insure) の新機能開発費用及び保証システム (業務系基幹システム) との連携改修費用として 80,000 千円 (2024 年 9 月期に 40,000 千円、2025 年 9 月期に 40,000 千円)を充当する予定であります。

② 運転資金

- ・保証事業拡大に伴う不動産管理会社及び賃貸人への賃料等の代位弁済による立替金 などの運転資金として 418,602 千円 (2024 年 9 月期に 350,000 千円、2025 年 9 月 期に 68,602 千円) を充当する予定であります。
- ・人材採用及び教育のための費用として 96,000 千円 (2024 年 9 月期に 42,000 千円、2025 年 9 月期に 54,000 千円) を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。 *有価証券届出書提出時における想定発行価格 810 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつとして認識しております。

(2) 内部留保資金の使途

当社は現在、成長過程にあると考えているため、内部留保資金の充実を図り、財務体質強化・優秀な人材の採用及び育成・内部管理体制強化等の原資として有効活用し、企業価値をさらに高めることで株主の期待に応えていきたいという考えがあります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定でありますが、今後の 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しながら、株主への利益還元に努 めてまいります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
1株当たり当期純利益金額	502,841.64円	52.59 円	127.69 円
1株当たり配当額	一円	一円	一円
(1株当たり中間配当額)	(一円)	(一円)	(一円)
実績配当性向	- %	-%	-%
自己資本当期純利益率	20.3%	17.6%	32.8%
純 資 産 配 当 率	-%	-%	-%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。
 - 3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
 - 4. 当社は、2021年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2023年5月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。2021年9月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 - 5. 上記4. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2020年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2020年9月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
1株当たり当期純利益金額	50. 28 円	52. 59 円	127.69 円
1株当たり配当額	一円	一円	一円
(1株当たり中間配当額)	(一円)	(一円)	(一円)

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、賃株人かつ売出人である三好修及び三好京子並びに当社株主である株式会社Mサポート、株式会社サンコー管理、矢野泉、坂本真也、竹村洋一、徳岡拓郎、今野幸輝及び田中浩二は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2023年12月31日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、上記2. の引受人の買取引受による株式売出し及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2024年3月30日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される

有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2023年8月29日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数 基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資 家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当など を約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上